有料老人ホーム重要事項説明書(住宅型専用)

施設名	きらら真光寺
定員・室数	30 人 · 30 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類型	住宅型
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型(自立含む)
介護保険の利用	居宅サービス利用可
居 室 区 分	定員1人

1 事業主体

	Ŧ,	▼ ⊥14	•										
						法人等	の種別		宫	営利法人			
名					称	フリカ゛ナ			ユウケ゛ンカイシ	ゖ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙			
						名 称			有限会社	t G			
+ +	5 Z I	車 数 7	if or	1記力	- HH	〒 1	94-0037						
主たる事務所の所在地				드 기년		町田市木曽西4丁目35番41号							
連	uh H-		先	電 話	電 話 番 号 042-794-2255								
建		絡			兀	ファック	カス番号		042	-794-22	56		
ホ	1	ム	~	1	ジ	https://	kirara-g.	jp					
代	表	者	職	氏	名	役職名	取締役		氏名	刑部	登志子		
設	<u> </u>	年		月	日			平成 16	年1月	14 日			
主	な	事		業	等	訪問看護 放課後等	・ 訪問介記 デイサーI	護、居宅介護支援 ごス、障害者短期	。 《通所介 】入所、障	護、居宅 害者支援	合介護、重度不問介護、 受センター		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

	介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<	居宅サービス>			
	訪問介護	2	きららヘルパーセンター	町田市木曽西4-35-41
	訪問入浴介護	1	ツクイ訪問入浴サービス	町田市森野5-21-1
	訪問看護	1	きらら訪問看護ステーション	町田市木曽西4-35-41
	訪問リハビリテーション	1	きらら訪問看護ステーション	町田市木曽西4-35-41
	居宅療養管理指導	なし		
	通所介護	1	きららデイリハてをつなごう	町田市忠生1-5-3
	通所リハビリテーション	なし		
	短期入所生活介護	なし		
	短期入所療養介護	なし		
	特定施設入居者生活介護	なし		
	福祉用具貸与	なし		
	特定福祉用具販売	なし		
<	地域密着型サービス>			
	定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
	夜間対応型訪問介護	なし		
	地域密着型通所介護	なし		
	認知症対応型通所介護	なし		
	小規模多機能型居宅介護	なし		
	認知症対応型共同生活介護	なし		
	地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
L	複合型サーピス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居	宅介護支援	1	きららケアマネセンター	町田市木曽西4-35-41

<居宅介護予防サービス>		
介護予防訪問入浴介護	なし	
介護予防訪問看護	なし	
介護予防訪問リハビリテーション	なし	
介護予防居宅療養管理指導	なし	
介護予防通所リハビリテーション	なし	
介護予防短期入所生活介護	なし	
介護予防短期入所療養介護	なし	
介護予防特定施設入居者生活介護	なし	
介護予防福祉用具貸与	なし	
介護予防特定福祉用具販売	なし	
<地域密着型介護予防サービス)	>	
介護予防認知症対応型通所介護	なし	
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし	
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし	
介護予防支援	なし	
<介護保険施設>		
介護老人福祉施設	なし	
介護老人保健施設	なし	
介護療養型医療施設	なし	
介護医療院	なし	

2 事業所概要

名	1		フリカ゛ナ キララシンコウジ					
10			ろ 称 きらら真光寺					
류드			〒 195−0057					
所	在	地	町田市真光寺2丁目30番地4					
,平	<i>₩</i>	先	電 話 番 号 042-860-3350					
連	連 絡		ファックス番号 042-860-3351					
ホ	- ムペー	ジ	https://kirara-g.jp					
管	理 者 職 氏	名	役職名 施設長 氏名 池末 玲					
事	業開始年月	日	令和 2 年 9 月 1 日					
届	出 年 月	日	令 和 2 年 7 月 30 日					
届	出上の開設年月	日	令 和 2 年 9 月 1 日					
事	業所へのアクセ	ンス	1. 小田急線 鶴川駅より ①神奈中バス又は小田急バス「真光寺公園行(鶴26)」乗車時間 約8分 「鶴川台中央」下車、徒歩2分					

施設・設備等の	の状況											
番片	Life	権利	形態	賃貸	昔 抵当	権	あり					
敷	地	面	積	911. 7	4 m ²							
		権利	形態	賃貸 ⁶	昔 抵当	権	あり					
		延床	面積	878.	9 m²	うち有	料老人	、ホーム	ム分	878. 9	m²	
		竣工	. 日			令 和	2 年					
建	物	階	数				也上	2	階	地下		階
					老人ホーム			2	階	地下		階
		構造		耐火建築	1	物用途	区分		有米	4老人ホ	ニーム	
		併設施		77.67.44m.00	(-0-0				A T-07 6	-7.00)
賃貸借契約	うの概要	建物		契約期間		12年8月	11日	~		令和27年	-/月3	<u> H</u>
		pH.		自動更新	あり			工油				
		階 1階	定員	室数 11	1	3. 04	m²	面積		13. 04	m²	
		2階	リハ 1人	19		3. 04	m²	~		13. 04	m²	
居	室	스 1/8	17	13		0.04	m²	~		10. 04	m²	
		ļ					m²	~			m²	
							m²	~			m²	
		階	定員	室数				面積				
一時介	護室						m²	~			m²	
							m²	~			m²	
		1	更 所		一部あり							
		ž	先 面	i	なし							
		;	谷室	<u> </u>	なし							
居室内の	設備等	冷時	援房設	備	全室あり							
			話回約		なし	()
		テレビ	アンテ	ナ端子	全室あり	()
	<i>r</i>											
共 同	便 所	6		<u></u> 1		浴槽:	^	(男女共月 養械浴:	判 1)
		/177				/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	0		楑	EVIIN IV		
共 同	浴室	個								×11×111 ·		```
共 同	浴室	併設施	設との	の共用	なし (比到1 4声)
共 同 食	浴室堂	併設施兼	設との 用	の共用	なし (能訓練	室・談)
食	堂	併設施 兼 併設施	i設との 用 i設との	の共用 あり の共用	なし (能訓練				
	堂	併設施兼	記設との 用 ご設との	の共用	なし (なし (能訓練)
食 その他の井	堂	併設施併設施のより	記設との 用 記設との	の共用 あり の共用 (なし (なし (機能		室・談	活室)

3 従業者に関する事項

職	 厳種別の従業者の人数及びその勤務形態							
	① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態							
	職種 実人数	常	'勤	非常勤		合計	常勤換算	兼務状況 等
		専従	非専従	専従	非専従		人数	煮粉状 机 寺
	管理者 (施設長)		1			1人	0. 5	生活相談員と兼務
	生活相談員		1			1人	0. 5	管理者と介護職員兼務
	看護職員:直接雇用		2		4	6人	1. 0	訪問看護師と兼務
	看護職員:派遣					0人	1.0	が 日本 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で
	介護職員:直接雇用	1	5	6	22	34人		訪問介護員と兼務
	介護職員:派遣					0人		初向月 設貝 C 水伤
	機能訓練指導員					0人		
	計画作成担当者					0人		
	栄養士	1				1人	0. 5	調理員と兼務
	調理員	1		5		6人	3. 0	
	事務員			1		1人	1.5	
	その他従業者					0人		
	② 1週間のうち、常	勤の従業	者が勤務す	~べき時間	数		40 時間	

③-1 介護職	目の姿	枚									
0 1 月度椒	近べ	1117	常勤			非常勤	<u> </u>				
資格	延へ 人数	専従		≕専従	専従		, 専従				
介護福祉士	`	0	<u> </u>	0	4		2				
実務者研修		1		2	1		7				
介護職員初任	者研修				1		4				
介護支援専門	員										
たん吸引等研修(2	下特定)										
たん吸引等研修(特定)										
資格なし											
③-2 機能訓	練指導	員の資	格		•			•			
資格	延べ		常勤			非常勤	j				
貝俗	人数	専従	É 非	専従	専従	÷ #	丰専従				
理学療法士											
作業療法士											
言語聴覚士											
看護師又は准	看護師			2							
柔道整復師											
あん摩マッサージ	ジ指圧師										
はり師又はき	ゅう師										
③-3 管理者	(施設	長) の	資格					介護職員	切任者研修	5	
④ 夜勤・宿直											
配置職員数が	最も少	ない眼	計間帯		20	時	0 分	~ 7	時 0	分	
上記時間帯の	1712 (1				介護職			以上	看護職員	0 人	以上
業者の職種別・剪	勃続年数	效別人	数(本	事業所	におけ	る勤績	(年数)				
勤続	職種		職員		職員		泪談員	D2414=10 11	東指導員	計画作品	
年数	19711	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満					5						
1年以上3年未		1	1	2	14						
3年以上5年未					1	1					
5年以上10年未	満										
10年以上								_			
合計		1	1	2	20	1	0	0	0	0	0

4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サー	-ビス	あり (直営)
食事介助サービ	ž.	あり
入浴介助サービ	ž.	あり
排せつ介助サー	-ビス	あり
居室の清掃・洗	濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービ	ĭ Z	あり
健康管理サービ	、ス(定期的な健康診断実施)	あり
服薬管理サービ	ž.	あり
金銭管理サービ	×Z	あり
定期的な安否 確認の方法	24時間コール対応。食事提供時など食堂へ 前回の訪室から4時間以上経過する場合は	
施設で対応で きる医療的ケ アの内容	常時医療的ケアが必要な場合は不可です。 (但しクリニックにて送迎可能な場合)、パップのみ可)、気管切開、鼻咽頭エアパスメーカー、痰吸引、ネブライザー管理、入れは原則可能です。医療的ケアは訪問するを決定します。これらの医療的ケアはます。また当法人が運営する訪問看護スラ必要に応じてサービス要請が出来ます。	レスピレーター管理(バイパップ、シーウェイ、インスリン投与、在宅酸素、ペー IVH、経管(経鼻、胃瘻、腸瘻)の受 賃護サービス事業所及び医師との協議の上 よ訪問看護サービス等を利用することとし

·	力	
	名称	医療法人社団奏大会 薬師台おはなぽっぽクリニック
	所在地	東京都町田市薬師台1-25-12
協力医療機関(1)	協力の内容	診療科目 : 内科、外科、整形外科、循環器内科、精神科協力内容 : 訪問診療、治療の受入、他医療機関への入院・紹介、 職員に対する医療相談、健康相談等 医療費負担:実費 施設間距離: 3.4km 所要時間:車7分
	名称	
	所在地	東京都町田市忠生3-25-11 忠生ビル302号
協力医療機関(2)	協力の内容	診療科目 : 内科、心療内科、精神科協力内容 : 訪問診療、治療の受入、他医療機関への入院・紹介、 職員に対する医療相談、健康相談等 医療費負担:実費 施設間距離:6.9km 所要時間:車 12分
	名称	医療法人社団夏櫻会 おくぬし歯科医院
	所在地	東京都町田市木曽西4-13-1
協力歯科医療機関	協力の内容	診療科目 : 歯科 協力内容 : 訪問歯科診療 医療費負担: 実費 施設間距離: 7.5km 所要時間: 車 14分
利用者の個別的な選択	によるサーヒ	ごス提供 あり
運営懇談会の開催		あり (年 1 回予定)
入居者の人数が少ないな	ょどのため実施し	ない場合の代替措置
自費によるショートス	テイ事業	なし
居に当たっての留意事項	頁	<u>'</u>
	年齢	制限なし
		
	要介護度	自立から要介護5
入居の条件	要介護度医療的ケア	自立から要介護5 常時医療的ケアが必要な場合は不可です。尿道カテーテル、褥瘡、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)、しスピレーター管理(バイパップ、シーパップのみ可)、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、インスリン投与、在宅酸素、ペースメーカー、痰吸引、ネブライザー管理、IVH、経管(経鼻、胃瘻、腸瘻)の受入れは原則可能です。医療的ケアは訪問看護サービス事業所及び医師との協議の上可否を決定します。これらの医療的ケアは訪問看護サービス等を利用することとしま
入居の条件		自立から要介護 5 常時医療的ケアが必要な場合は不可です。尿道カテーテル、褥瘡、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)、レスピレーター管理(バイパップ、シーパップのみ可)、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、インスリン投与、在宅酸素、ペースメーカー、痰吸引、ネブライザー管理、IVH、経管(経鼻、胃瘻、腸瘻)の受入れは原則可能です。医療的ケアは訪問看護サービス事業所及び医師との協議の上可否を決定します。これ
入居の条件	医療的ケア	自立から要介護 5 常時医療的ケアが必要な場合は不可です。尿道カテーテル、褥瘡、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)、レスピレーター管理(バイパップ、シーパップのみ可)、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、インスリン投与、在宅酸素、ペースメーカー、痰吸引、ネブライザー管理、IVH、経管(経鼻、胃瘻、腸瘻)の受入れは原則可能です。医療的ケアは訪問看護サービス事業所及び医師との協議の上可否を決定します。これらの医療的ケアは訪問看護サービス等を利用することとします。
入居の条件 身元引受人等の条 件、義務等	医療的ケア 認知症 その他 身元引受人 に	自立から要介護5 常時医療的ケアが必要な場合は不可です。尿道カテーテル、褥瘡、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)、レスピレーター管理(バイパップ、シーパップのみ可)、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、インスリン投与、在宅酸素、ペースメーカー、痰吸引、ネブライザー管理、IVH、経管(経鼻、胃瘻、腸瘻)の受入れは原則可能です。医療的ケアは訪問看護サービス事業所及び医師との協議の上可否を決定します。これらの医療的ケアは訪問看護サービス等を利用することとします。 可 要相談 *本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について入居者と元の責めを負うとともに、必要な時には入居者の身柄を引き取る
身元引受人等の条	医療的ケア 認知症 その他 身元引受人に 連帯して履行	自立から要介護5 常時医療的ケアが必要な場合は不可です。尿道カテーテル、褥瘡、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)、レスピレーター管理(バイパップ、シーパップのみ可)、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、インスリン投与、在宅酸素、ペースメーカー、痰吸引、ネブライザー管理、IVH、経管(経鼻、胃瘻、腸瘻)の受入れは原則可能です。医療的ケアは訪問看護サービス事業所及び医師との協議の上可否を決定します。これらの医療的ケアは訪問看護サービス等を利用することとします。 可 要相談 *本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について入居者と元の責めを負うとともに、必要な時には入居者の身柄を引き取る
身元引受人等の条	医療的ケア 認知症 その他 身元引受人! 連帯して履行 ものとする。	自立から要介護5 常時医療的ケアが必要な場合は不可です。尿道カテーテル、褥瘡、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)、レスピレーター管理(バイパップ、シーパップのみ可)、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、インスリン投与、在宅酸素、ペースメーカー、痰吸引、ネブライザー管理、IVH、経管(経鼻、胃瘻、腸瘻)の受入れは原則可能です。医療的ケアは訪問看護サービス事業所及び医師との協議の上可否を決定します。これらの医療的ケアは訪問看護サービス等を利用することとします。 可 要相談 は本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について入居者とての責めを負うとともに、必要な時には入居者の身柄を引き取る

1	人院時の契約の取扱い	入居者及び身元引受人からの申し出がない限り、入院時も利用権は継続する ものとし、通常の利用料の支払い方法に則り支払う。但し、食費は除く。 入院が長期にわたる場合または担当医が長期を想定している場合は、身元引 受人、施設長、担当医の3者で協議の上、居室の継続を決定するものとしま す。
	やむを得ず身体拘束 を行う場合の手続	利用者を保護するためやむを得ない身体拘束などの行動制限を行う場合、下記の要件を判断基準とします。 ①本人または他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が高い②身体拘束以外に代替えする介護方法がない③行動制限が一時的である行動制限が必要と判断された場合は、身元引受人、施設長、介護スタッフ、担当医及び担当介護支援専門員により、経緯、必要理由、拘束方法及び拘束解除ラインを協議し、相互理解の上同意書に署名してもらう。拘束を開始すると共に状態の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討内容、関係者のカンファレンス内容を記録し保存します。身体拘束開始後は要件に該当する態様かどうかを常に観察し、一時的に拘束を解除して状態を確認する等の対応を取った上で、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。家族及び身元引受人からの要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合にはこれらの記録を開始します。
	事業者からの契約解 余	事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつそのことが入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、入居契約を解除することが出来ます。 ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき②月払いの利用料の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞したとき③入居契約書第19条の規定に違反したとき④入居者の行動が、他の入居者又は職員等の生命に危害を及ぼし又はその危害の切迫した恐れがあり、かつ通用の対応方法及び接遇方法等ではこれを防止することが出来ないとき (詳細は入居契約書第28条参照)
要介	·護時における居室の(主み替えに関する事項
-	一時介護室への移動	なし
-	判断基準·手続	
	利用料金の変更	
	前払金の調整	
	従前居室との仕様 の変更	
2	その他の居室への移動	なし
	判断基準・手続	
	利用料金の変更	
	前払金の調整	
	従前居室との仕様 の変更	
ŧ	是携ホーム等への転居	なし
	判断基準·手続	
	利用料金の変更	
	前払金の調整	
	従前居室との仕様 の変更	
- 1		

苦情対応窓口									
窓口の名称1	きらら真光寺 生活相談員(管理者)								
電話番号	042-860-3350								
対応時間 9:00 ~ 18:00 (月~金(祝祭日除く))									
窓口の名称 2	有限会社G お客様相談室								
電話番号	042-794-2255								
対応時間	9:00 ~ 18:00 (月~金(祝祭日除く))								
窓口の名称3	町田市役所 いきいき生活部 介護保険課								
電話番号	042-724-4364								
対応時間	9:00 ~ 18:00 (月~金(祝祭日除く))								
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称: 介護賠償責任保険								
利用者等の意見を把握す	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等								
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり									
東京都福祉サービス第	東京都福祉サービス第三者評価の実施なしお果の公表なし								
その他機関による第三	者評価の実施 なし 結果の公表 なし								

5 入居者

介記	護度別・年齢別入居者数	平	均年	齢:		72. 3	歳		入	居者数~	合計	:	2	.8 人		
	年齢 介護度	自立	要	支援 1	要	支援 2	要	介護 1	要	介護 2	要分	介護 3	要分	介護 4	要介記	獲 5
	6 5 歳未満	9														
	65歳以上75歳未満															1
	75歳以上85歳未満							3		3		3		4		
	85歳以上							3		3		4				1
	合計	9		0		0				6		7		4		2
入	居継続期間別入居者数															
	入居期間	6月未	満	6月以 1年未				5年以 10年未		10年以 15年末		15年以	上	1	合計	
	入居者数		3		10	-	15								28	
男	女別入居者数	男性:			9 人			女性:			19	人				
入	苦率(一時的に不在となっ	ている	者	を含む	。)			93	%	(定員	にう	対する	入扂	音者数)		
直	近1年間に退去した者の人	.数と理	曲													
	理由			人数			理由							人数	ζ	
	自宅・家族同居)他の福 等へ転居	祉施	設・高齢	冷者 信	È				
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居					1	医猩	を機関へ かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	の入	院						2
	介護老人保健施設へ転居					3		=								1
	介護療養型医療施設へ転居						その)他								
	他の有料老人ホームへ転居					1		退去	卡者	数合計	•					5

6 利用料金

大居準備費用 なし 円																			
明細		•																	
本 ‡	公日・支払	人方法																	
	的時の返還																		
女金	(1)时(7)[2]		あり																
金額	佰		לי כע		20	<u> </u>	ากก	Ш	※退去	生 ル 漕:	幼安包	₽Љ7∜戸	宝の	旧州回	作弗 B	日か配	キ 夕菊	证置す	- z
	<u>!</u> :びサービ	フの対	-/III			JO, (300	L1	A E Z	(d (⊂1th)	N13V E	X O /E	1±0	MAKE!	及貝/	11.5 191/0	2 ± 0	(AZAK)	رم ² د
人員及	.0.9	~ () X]	ТЩ											(内	訳)				
	プランの)名称		育	前払金 月額利用料		家賃		管理	費	介護	費用	食費		光熱	水星			
居室	EA(南側・	トイレ権	与)		(0円	1	50,	000円	78,	000	36,	000		0	36,	000	管理費	こ含さ
居室	EB(北側・	トイレ権	与)		(0円	1	43,	000円	71,	000	36,	000		0	36,	000	管理費	こ含さ
居室	EC(南側	• 角部層	屋)		(0円	1	37,	000円	65,	000	36,	000		0	36,	000	管理費	こ含さ
店安					0円		125, 700PJ			53, 700		36, 000		0		36, 000		管理費金む	T
	室D (南側	U)			(0円	1	29,	000円	57,	000	36,	000		0	36,	000	管理費	こ含
		居室C	は町	田市真															
各料金の内	家賃	A は居 定。居 り8,00	居室Cは町田市真光寺付近の類似条件や賃貸物件の平均で試算した家賃より設定。居室Bは居室Cを基準とし、トイレ有等条件の良い居室の為基準より6,000円増額した家賃を設定。居室Aは居室Bより方角や日当たり等の条件が良い居室の為居室Bより7,000円増額した家賃を設定。居室Dは居室Cを基準として、両側居室隣接、トイレが無い等条件の劣る居室の為基準より8,000円減額した家賃を設定。居室Eは方角や設備など考慮しつつ低所得の方でも入居可能とする金額を設定。																
訳 ・ 明	管理費	費:2	00円、修 1,000円、 0円、清打	、共	用值	晶	・消耗	品費:	3, 50	0円、	エア	コン保	守洗	浄費:					
細 介護費用 管理費に含む ※介護保険サービスの自己負								,負担額	額は食	含まな	い。								
							算	450	円	間	食	10	00	Ħ					
	光熱水費	管理費	に含	it															

前払金の取扱い	
支払日・ 支払方法	
償却開始日	
返還対象とし	
ない額	位置づけ
契約終了時の 返還金の算定 方式	
短期解約(死 亡退去含む)	期間:3か月 起算日:入居した日
の返還金の算定方式	
返還期限	契約終了日から 日以内
保全措置	保全先:
その他留意事 項	
月額利用料の取扱い	
支払日・ 支払方法	月額利用料の管理費、食費及び家賃相当額については、原則として、銀行振込若しくは指定引落により、翌月分を当月25日までに支払う。
その他留意事 項	入退去時、管理費・家賃相当額が日割計算となった場合、30日で除した金額×入居日数となります。
利用者の個別的な記	選択による生活支援サービス利用料 一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり)
料金改定の手続	*
	いては物価や租税その他の負担の増減及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見 得た上で、改定するものとします。

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

7	プランの名称		居室D	
				単位:円
	入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
	0	200, 000	0	129, 000
	※利用者の個別的な選択	Rによる生活支援サービ	ス利用料及び介護保険サービス	の自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	月書及び一覧表・ と受け、理解しま		各項目に
要名	年	月	日

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・氏	名		
職			
署名			

介 護 サービス等の一覧表(参考様式)

×				·
区分	自	立)	(要支援、要2 	介護 I ~Ⅴ区分)
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サー		追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス(料金を表示)
	ビスに〇	- /	介護のサービスに■ 前払金又は月額利用	サービス利用を原則とす
サービス			料に含むサービスに 〇	
<介護サービス>				
巡回 日中	0		0	
巡回 夜間	0		0	
食事介助		外部サービス 利用可能		A
排泄介助		外部サービス 利用可能		A
おむつ交換		外部サービス 利用可能		A
おむつ代		外部サービス 利用可能		実費 使い放題プラン 700円/
入浴(一般浴)介助		外部サービス 利用可能		A
清拭		外部サービス 利用可能		A
特浴介助		外部サービス 利用可能		A
身辺介助				
•体位交換		外部サービス 利用可能		A
・居室からの移動		外部サービス 利用可能		A
・衣類の着脱		外部サービス 利用可能		A
・身だしなみ介助		外部サービス 利用可能		A
機能訓練		外部サービス 利用可能		A
通院介助 (協力医療機関)		外部サービス 利用可能		A
通院介助 (上記以外)		外部サービス 利用可能		A
緊急時対応	0	13713-3 100	0	
オンコール対応	0		0	
<生活サービス>				
	2回/週	左記以外 1回 330円	2回/週	左記以外 1回 330円
 リネン交換	1回/週	左記以外 1回 330円	1回/週	左記以外 1回 330円
 日常の洗濯		1回 570円		<u> </u>
居室配膳•下膳	0		0	
嗜好に応じた特別食		要相談 別途要料金		要相談 別途要料金
おやつ	0	<u> </u>	0	<u> </u>
 理美容	〇 訪問手配	実費	〇 訪問手配	実費
買物代行(通常の利用区 域)	WINTE	1回 2,000円	WINTE	1回 2,000円
場) 買物代行(上記以外の区 域)		1時間 4,400円 交通費 実費		1時間 4,400円 交通費 実費
機力 役所手続き代行		文通頁 美頁 1時間 4,400円		大畑貞 天貞 1時間 4,400円
	0		0	
	<u> </u>		1	

<u> </u>	/ 4	<u> </u>	/ * +# *	^=# T TT [7 /\)
区分	(自	立)	(安文版、安2	介護 I ~ V 区分)
	追加料金が発生しない(前払金又は月額		いもの	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホーム
サービス	EXICO		介護のサービスに■	において外部の居宅 サービス利用を原則とす
<健康管理サービス>				
定期健康診断		実費 年1回		実費 年1回
健康相談	0		0	
生活指導•栄養指導	0		0	
服薬支援	0		0	
生活リスプムの記録(排便・睡眠等)	0		0	
医師の訪問診療		実費		実費
医師の往診		実費		実費
<入退院時、入院中のサービス>			<u>.</u>	
移送サービス	〇 タクシー手配	タクシー代 実費	〇 タクシー手配	タクシー代 実費
入退院時の同行(協力医療 機関)		30分 1,500円		30分 1,500円
入退院時の同行(上記以 外)		30分 1,500円		30分 1,500円
入院中の洗濯物交換・買物		30分 1,500円		30分 1,500円
入院中の見舞い訪問	0		0	
<その他サービス>				

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		該	当にC)	備考				
安	定的・継続的な居住の確保のための項目									
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	O 適合			不適合					
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合		不適合	非 該 当					
粱	急時の安全確保のための項目									
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	適合		•	不適合					
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合			不適合					
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合			不適合					
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	O 適合		不適合	非 該 当					
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合		•	不適合					
入	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									
8	各居室は界壁により区分されているか。	O 適合		•	不適合					
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上)であるか。	適合		•	不適合					
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合		•	不適合					
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供し ているか。	適合			不適合					
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	〇 適合		•	不適合					
入	入居者の財産を保全するための項目									
13	前払金について、規定された保全措置を講じている か。	適合	•	不適合	非 該 当	保全先:				
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合		不適合	○ 非該当	初期償却率: %				
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む) の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除 く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合		不適合	○ 非 該 当					

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。